



研究倫理について

研究倫理上の義務と責任

研究の自由の保障を得るために、研究倫理上の義務と責任を果たし、社会からの信頼を得なくてはなりません。

1. 基本人権の尊重
2. インフォームド・コンセント
3. 個人情報保護
4. 生命倫理等コンプライアンス
5. 著作権・知的所有権の尊重
6. 安全に対する配慮
7. 研究倫理審査における承認

この様なことが守られなかった場合、論文として認められなかったり、公開が禁止されることもあります。詳しくは、指導教員へ問い合わせてください。

研究倫理のポイント

倫理的配慮を行いつつ研究活動を行うためのポイントをいくつか紹介します。

(1) 研究倫理審査

倫理的配慮を必要とする研究を行う前に、研究倫理審査を受けましょう。

【研究倫理審査を必要とする例】

- ①個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、音声、画像・映像、肩書き等）を扱う。
- ②研究対象者に心理的負荷を及ぼす可能性がある。
- ③研究対象者に対して運動の実施、食事・睡眠等の制限、身体的痛みを与える可能性がある。
- ④研究対象者に電子マネーで謝金を支払う。

※学生（大学院生含む）が研究倫理審査を受ける場合は、指導教員に相談してください。

(2) インフォームド・コンセント

研究者は研究対象者に対して、次のような事項について、インフォームド・コンセント（説明を受け納得した上で同意）を得なくてはなりません。

- ①研究の目的と意義
- ②研究方法
- ③対象者
- ④要時間
- ⑤研究への参加協力の自由意思と拒否権
- ⑥プライバシー及び個人情報の保護
- ⑦研究成果の発表方法
- ⑧研究の責任者（指導教員も含む）

未成年者など同意を得ることが難しい場合は、家族や代理人でも構いません。

アンケート用紙を送付する場合やWeb上の調査でも、事前のインフォームド・コンセントが必要です。

(3) 見学、訪問、聞き取り調査

- ✓マナーを守り対象者の感情を害さないよう注意する。
- ✓写真、録音、メモなど記録をとる際は許可を得る。
- ✓勤務中などの見学は、邪魔にならないよう配慮する。
- ✓取得した情報は公開できる範囲を確認し秘密を守る。

(4) データの保存・管理、廃棄

収集したデータは、研究者の責任で保存・管理をします。特に個人情報は、デジタルデータを

含め、厳重な管理が必要です。

本学では研究データの**保存期間を原則的に発表後5年間**と定めています。第一研究棟4階の研究倫理情報保管庫も利用してください。

保管期限の過ぎたデータは、シュレッダーにかけるなど復元不可能にした上で廃棄しなくてはなりません。

(5) 学位論文の発表

学位論文を発表する場合に要求される書き方があります。具体的には、学部、研究科の規程により教員が指導します。

(6) クレジット

研究への貢献を認めることを「クレジット」といいます。論文の著者として表示する"オーサーシップ", 他の研究者の論文の"引用"や研究に貢献してくれた研究協力者を"謝辞"の中で挙げることもクレジットの方法です。

(7) 著作権

論文中の文章・図表・イラスト、講演、メディア記事、音楽、映像、コンピュータプログラムなどは著作物です。

著作権は、**著作物を制作した際に自動的に付与**される権利で、申請や登録等の手続きを必要としません。

他人の著作物を引用したり、自分の主張の典拠にしたりする場合、**著作権者に許可を得ること**が原則です。

ただし、一定の要件を充足すれば、著作権者の了解を得なくてもよい場合があります。

【引用・参考】

- ・「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定」
 - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」
 - ・科学の健全な発展のために一誠実な科学者的心得（丸善出版）
 - ・人文・社会科学のための研究倫理ガイドブック（慶應義塾大学出版）
 - ・研究倫理ハンドブック2019（立命館大学研究部）
 - ・科研費ハンドブック（文部科学省研究振興局・独立行政法人日本学術振興会）
 - ・科学者の行動規範—改訂版—（日本学術会議）
 - ・科学研究における健全性の向上について（日本学術会議）
 - ・「研究者のみなさまへ～責任ある研究活動を目指して～」（国立研究開発法人科学技術振興機構）
 - ・研究倫理教育用映像教材「THE LAB」（国立研究開発法人科学技術振興機構）
- URL : <https://lab.jst.go.jp/index.html>

研究活動における「特定不正行為」

文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」で、**ねつ造**、**改ざん**及び**盗用**を研究活動における**特定不正行為**とされています。

【ねつ造】(Fabrication)

存在しないデータ、研究結果を作成すること。実際になかったことを事実のように仕立てること。

【改ざん】(Falsification)

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

【盗用】(Plagiarism)

他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること。

【その他】

●不適切なオーサーシップ

重要部分の執筆者を著者として表示しないことなど。

●不適切な発表方法

二重投稿・二重出版、サラミ出版など。

※上記の行為に関する証拠隠蔽や立証妨害も不正行為です。

以下の行為は特定不正行為です

- ✗他の研究者の著書・論文での主張を、自分の主張のように書くこと
- ✗自分の推論等に合わない実験結果のデータを削除して発表すること
- ✗必要な実験が終わっていないのに、終わったこととすること

不正行為防止の取組み

本学では以下のように不正行為防止に取組んでいます。

◆研究倫理ハンドブックの作成

更に詳細な研究倫理について記載したハンドブックを教職員ホームページに掲載しています。学生（大学院生含む）は、指導の先生を通じて閲覧できます。

◆公正な研究推進のための研修会の毎年開催（全教員参加）

研究倫理やコンプライアンスについて最新情報を交えて学ぶ研修会です。将来の研究者である大学院生も参加し、学部学生も希望により参加できます。

◆日本学術振興会研究倫理e ラーニングコース

「e L C o R E」受講推進（全教員受講）

本学の研究者及び研究に関わるすべての者が受講し修了することとしています。

◆研究倫理・コンプライアンス関係規程の公開

研究倫理・コンプライアンス推進

⇒ https://www.hokusei.ac.jp/research/public_research/

人を対象とする研究倫理審査

⇒ https://www.hokusei.ac.jp/research/research_ethics/

◆公的研究費に関する内部監査

◆研究倫理審査

■研究倫理・研究不正行為相談・告発窓口

研究支援課長（内線1240）・総務課長（内線4350）

E-mail : kenkyusodan@hokusei.ac.jp

■教員の研究支援に関する手続き・相談

研究支援課 研究支援係（内線1244／1245）

E-mail : kenkyuushien@hokusei.ac.jp

（代表）TEL 011-891-2731